

# 砺波市地域防災計画（資料編）改定の概要について

## 1 「資料編」の改定について

### （1）水防法の改正に伴う改定について

#### ●改定内容

国土交通省及び富山県が管理する河川に関して、「想定し得る最大規模の降雨」に条件を拡大し、新たな「洪水浸水想定区域図」を公表されたことを受け、以下のとおり改定するもの。

ア 「1-15-3 砺波市洪水ハザードマップ」について、新たな洪水浸水想定区域図の公表により見直しを行ったハザードマップに修正するもの。

イ 「1-20 洪水浸水想定区域（要避難区域）内における要配慮者利用施設」に新たに洪水浸水想定区域内に位置することとなった要配慮者利用施設35施設を追加するもの。

ウ 「2-11 指定緊急避難場所の状況」について、水害時に避難可能な指定避難場所を修正するもの。

エ 「2-12 指定避難所及びその他避難所の状況」について、水害時に避難可能な指定避難所及びその他避難所を修正するもの。